

義務教育段階における不登校児童生徒が
「学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けている場合」

及び

「自宅で ICT 等を活用した学習活動を行った場合」
における指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン

令和5年3月
長崎県教育委員会

不登校児童生徒が学校外の公的機関やフリースクールや民間施設(以下、民間施設等)において
相談・指導等を受けている場合の「指導要録上の出欠の取扱い」に関するガイドライン

はじめに

令和元年10月に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出され、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があることなどが明記された。それに伴い、学校外の公的機関や民間施設等において、相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いの要件等について考え方が示された。

不登校児童生徒の中には、学校外の公的機関や民間施設等で支援を受けている者もあり、一人一人の状況に応じて、多様な教育機会を確保していくことは重要である。そこで、学校や教育委員会が、学校外の公的機関や民間施設等で相談・指導を受けている不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際の留意すべき点の「目安」として本ガイドラインを策定することとした。

活用にあたって

公的機関の取扱いについては、児童生徒一人一人の個別の状況が異なることから、児童生徒の状態・状況について、保護者や当該機関と学校・教育委員会が協議・確認の上、総合的に判断することになるが、教育支援センター(適応指導教室)への通級(含む個別支援)及び教育相談等については、学校長は出席扱いとすることができる。

また、このガイドラインは、個々の民間施設等についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設等において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を「目安」として示したものである。民間施設等はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設等を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。

したがって、学校や教育委員会においては、本ガイドラインを参考にしながら、地域の実態等に応じ、各施設への訪問等を通して、活動内容等を十分に把握し、施設における支援が社会的自立につながっているかなどを確実に情報共有して、総合的に判断することが求められる。

判断するための留意事項

1 実施主体について

- (1) 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (2) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

2 相談・指導の在り方

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

3 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリング等を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあまっていること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

4 施設、設備について

- (1) 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- (2) 利用施設、設備にあつては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

5 学校、教育委員会と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること。
- (2) 学校と施設が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

6 家庭との関係について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

7 その他

- (1) 「指導要録上の出席扱い」とした当該児童生徒の保護者に対し、「相談・指導を行う学校外の公的機関や民間施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乘車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。」等、通学定期乗車券の取扱い制度等を周知すること。
- (2) 学校長は、各鉄道・バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。

8 指導要録上の「出席扱い」の判断までの望ましい流れについて

【望ましい流れの「例」】

- (1) 不登校児童生徒及び保護者からの申し出(学校と保護者の連携)
- (2) 当該校職員と不登校児童生徒及び保護者との協議
- (3) 不登校児童生徒及び保護者による民間施設への見学、体験入所
- (4) 当該校長の民間施設見学、教育委員会への報告(学校と民間施設の連携)
- (5) 教育委員会による民間施設訪問(施設概要、活動内容等の把握)
- (6) 学校と教育委員会が「出席扱い」について協議(学習や活動内容等)
- (7) 学校長が「出席扱い」の認定を判断

指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

「出席扱い」までの流れ

不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出欠の取扱い」に関するガイドライン

はじめに

令和元年10月に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出され、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があることなどが明記された。それに伴い、児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合において、学校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる考え方が示された。

この考え方は、不登校児童生徒の教育機会の確保、学習意欲の維持・向上等のためにも重要であることから、学校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映する判断の際の留意すべき点の「目安」として本ガイドラインを策定することとした。

活用にあたって

このガイドラインは、義務教育段階における不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行うとき、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、当該児童生徒が登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると当該児童生徒の学校長が判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映する際の留意すべき点を「目安」として示したものである。

判断するための留意事項

1 出席扱いの要件等

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT 等を活用した学習活動とは以下のようなものが考えられる。

インターネットのほか、郵送や電子メール、FAX などを活用して提供される学習
民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習
パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
教育支援センター作成の ICT 教材を活用した学習
学校のプリント(学習ドリルやテキスト等を含む)や通信教育を活用した学習
リアルタイムで学校から配信される「同時双方向型授業配信」や「オンデマンド型授業配信」
の学習

- (3) 当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などについて、定期的かつ継続的に行われる訪問による「対面指導」が適切に行われていることを前提とすること。また、対面指導を行う者としては、当該校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員等が考えられる。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。計画的な学習プログラムとは、学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えられる。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用しても構わない。
- (5) 学校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

2 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校状態が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT等の活用について、保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを求めるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。

令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇〇〇学校長 様

保護者氏名_____

学校外民間施設等利用時の「出席扱い」申請について

私は、わが子が学校外の民間施設を利用した際に、学校の「出席扱い」としていただきたく、申請書を提出いたします。

1 児童生徒について

(ふりがな) 氏名	()	
生年月日	平成 年 月 日	
年組 / 担任	年 組	担任氏名
住 所		
電話番号		

2 利用施設について

施 設 名	
住 所	
電 話 番 号	

令和〇年〇月〇日

(施設名) 〇〇 〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇 様

〇〇教育委員会
〇〇〇〇〇〇〇〇

学校外の民間施設等利用時の「出席扱い」に係る訪問について（依頼）

〇〇の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本県の学校教育につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月)では、不登校児童生徒が学校外の民間施設等を利用した際は、校長判断で「出席扱い」とすることができるとしています。

この度、貴施設利用者の保護者様より「出席扱い」の申請がありましたので、下記の要領で調査をさせていただきたく存じます。

つきましては、ご対応よろしくお願いいたします。

記

- 1 訪問日時 令和〇年〇月〇日(〇) 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
- 2 お尋ねする内容
 - ・ 運営母体、運営理念、施設概要等について
 - ・ 保護者、学校、教育委員会との連携について
- 3 提出していただきたい資料について
 - ・ 入会金、月額・年額納入金等が明示された保護者等への公表資料
 - ・ 面接、学習支援、相談・指導内容、日課表等が明記された文書
 - ・ 指導員、相談員の人数、資格等に関する資料
- 4 その他
 - ・ ご不明な点がございましたら担当へお問い合わせください。

担当 〇〇〇
〇〇
TEL () -
E-mail

学校外の民間施設等との確認事項について

このことについては、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において、相談・指導を受ける際の目安として示したものです。

1 学校、家庭、及び民間施設等との関係について	
	学校と保護者との間に、協力関係が保たれていること。
	不登校児童生徒及びその保護者を支援するための情報共有等について、学校と民間施設との間に、連携・協力関係が保たれていること。
	民間施設での相談・指導の経過を定期的に連絡することについて、家庭と民間施設との間に、連携・協力関係が保たれていること。
	民間施設は、当該児童生徒が利用当日にその状況について学校へ連絡するとともに、月末には相談・指導状況の記録を提出すること。
2 実施主体、事業運営の在り方等について	
	法人、個人を問わないが、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とするとともに、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
	著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
3 相談・指導の在り方について	
	受け入れにあたって面接を行うなど、当該児童生徒のタイプや状況（ 1 ）の把握が適切に行われていること。
	我が国の義務教育制度を前提としたもので、当該児童生徒のタイプや状況に応じた適切な相談・指導が行われていること。
4 相談・指導スタッフについて	
	スタッフは当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
	専門的なカウンセリング等の方法を行うことについて、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
5 施設について	
	当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むための施設、設備を有していること。

- 1 「児童生徒のタイプや状況」とは、情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる児童生徒の態様のことである。

【別紙4】 学校への報告：様式例

令和〇年〇月〇日

〇〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇 様

(施設名) 〇〇 〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇

(施設名)「 」における児童生徒の出席状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

【出席状況】

学年：第〇学年 氏名：〇〇 〇〇				
月 日	曜日	出席状況		主な活動内容
		午前	午後	
記入例 10月14日	金	○	/	国語、算数の学習 畑のお世話 イベント準備
月 日				
月 日				

出席状況について

- ・施設を開いていない場合は斜線（/）、出席の場合は（○）、欠席の場合は（×）で表記する。

【特記事項】児童生徒の詳細様子

学習面 ○
生活面 ○
心理面 ○

参考資料

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成28年12月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」 (令和元年10月 文部科学省)
(別記1) 「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
(別記2) 「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
(別紙) 「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」
(別添3) 「民間施設についてのガイドライン」
- 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について (令和4年6月 文部科学省)
- 「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」 (平成5年3月 文部科学省)

(令和5年3月 初版 作成)

作成元

長崎県教育庁児童生徒支援課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL:(095)894-3339